

1. 虐待は絶対に起こさない

要介護者を守るべき立場にある介護者が、虐待をしてはいけません。虐待は犯罪です。

虐待は、本人の尊厳を著しく損ない、QOLを低下させます。同時に、虐待をした側は刑事罰を受け、それまで築いてきた人生や周囲の人の人生も台無しになります。「虐待は絶対に起こさない」と肝に銘じて、介護に携わってください。

2. 身体拘束廃止のための5つの指針

身体拘束を廃止するために、以下の5つの指針を実行することが大切です。

身体拘束廃止のための5つの指針

- ① トップが決意し、施設が一丸となって取り組む
- ② みんなで議論し、共通の認識を持つ
- ③ 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す
- ④ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する
- ⑤ 常に代替的な方法を考え、やむを得ず身体拘束する場合は極めて限定的にする

① トップが決意し、施設が一丸となって取り組む

組織のトップ(理事長・施設長・看護部長・介護部長ほか)が身体拘束廃止を決意し、現場をバックアップすること、「身体拘束廃止委員会」を設けるなど、施設全体で取り組む体制づくりが大切です。

② みんなで議論し、共通の認識を持つ

「要介護者中心」の考え方で問題意識を共有します。

家族に対して、身体拘束に関する基本的な考え方や転倒などの事故防止策・対応方法を説明し、理解と協力を得ることが大切です。

③ 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す

他人への迷惑行為など、要介護者の問題となる行動の原因を探り、その原因に対してアプローチし、問題となる行動を解消していくことが大切です。

【問題となる行動の原因例】

- ・ 介護職や家族の不適切な言動
- ・ 自分の意志にそぐわないと感じている
- ・ 不安、孤独を感じている
- ・ 身体的不快、苦痛を感じている
- ・ 身の危険を感じている
- ・ 何らかの意思表示をしようとしている

④ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する

手すりを付ける、ベッドを低くする、床に物を置かないなど、事故が起きにくい環境づくりが第一です。

⑤ 常に代替的な方法を考え、やむを得ず身体拘束する場合は極めて限定的にする

介護保険法において、「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならない」とされています。この規定は例外で、極めて限定的に運用することが求められているため、すべての場合において身体拘束を廃止していく姿勢を保ち続けることが大切です。

3. 緊急やむを得ない場合の対応

介護保険法上の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」の規定は、極めて厳格かつ例外的な扱いとすることが求められており、3つの要件すべてを満たす必要があります。

3つの要件

- ① 切迫性 : 本人または他利用者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護がないこと
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

仮に3つの要件を満たす場合でも、以下の点に留意して手続きを進めなければいけません。

施設全体で判断する

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、個人や小人数では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを決めておく必要があります。

説明し理解を得る

本人や家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間などをできる限り詳細に説明し、理解を得ることが必要です。その際の説明や手続き、説明者についても、事前に明文化しておく必要があります。

常に観察・再検討する

やむを得ず身体拘束を行う場合は、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合にはただちに解除しなければなりません。

記録の義務化

やむを得ず身体拘束などを行う場合には、その対応および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければいけません。

参照:厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き 高齢者ケアに関わるすべての人に」

虐待・身体拘束チェック表

身体拘束・虐待は、その考え方が重要となります。「例示されている内容に該当しなければ虐待には当たらない」という考え方ではいけません。以下のような行為が行われていないか、より厳しい目でチェックしましょう。

実施日： 年 月 日

実施者： _____

番号	チェック欄	項 目	備 考
1		食事介助時に、無理やり食べさせている。口の中に食べ物が残っているのに目の前に次の食べ物をつきつけている	
2		立とうと思っても立てないように、車イスやイスをぴったりとテーブルにくっつけている	
3		立てないように、わざと柔らかいソファや高さの低いソファ、後ろへの傾きが強いイスに座らせている	
4		他の人には分からないように、強い力で介助する、乱暴に扱う	
5		わざと熱いお湯・風(ドライヤー・暖房機など)や、冷たい水・風をかける	
6		威圧的な言動(「勝手に立ったらだめ!」と強い口調で言うなど)で行動を制限する	
7		「くさい」「汚い」などの言葉を本人や他者の前と言う	
8		本人が操作できない鍵や仕組みを設け、外に出ようと思っても出られないようにする	
9		わざと冷めたご飯やみそ汁などを出す	
10		希望・要望が言えないように、無言の圧力をかける	
11		「〇〇さんはいつもニコニコしていて、私たちに文句も言わないから良いですね」などと、本人や他者に言う(そのような状態であることを強制する)	
12		聞こえないふり・見ていないふり・知らないふりをする	
13		おむつ交換途中、下半身を露出させたまま放置する	
14		他者が急に入ってくる場所や、目につくような場所でおむつ交換をする	
15		入浴時、裸にバスタオルをかけたままの状態、他者の目に触れるところで待たせる	
16		(通常の生活範囲内で使用する程度のお金)お金を使わせない	
17		利用者の使うトイレ・布団などを汚いままにしておく	
18		ひげを剃らないなど、必要と思われる清潔の保持をしない、耳の掃除をしない、爪を切らない	
19		必要と思われる医療的ケアなどの機会を提供しない	
20		本人の希望ではない、管理しやすい(切りやすい、洗いやすいなど)髪型にする	

「虐待・身体拘束チェック表」の結果から原因や対応について考える

①～④に記入し、検討しましょう。

① チェックした項目の内容

② 上記のことが発生する原因

(1)

(2)

(3)

③ 各原因に対する対応など

(1)

(2)

(3)

④ 再発の有無のチェック方法

虐待・身体拘束等の排除に関する研修記録(例)

日時	年 月 日 () : ~ :
場所	
テーマ	〔 〈講師名または資料名〉 〕
参加者	
内容	
備考	・配布資料〔無・有(資料 No. _____)〕
気づき・課題・事業所への応用	